

日本頭頸部放射線研究会会則

第1章 総則

第1条 名称および会の位置付け

本会は日本頭頸部放射線研究会〔英語表記 Japanese Society of Head and Neck Radiology (JSHNR)〕とし、日本医学放射線学会の下部組織の一つとする

第2条 事務局

本会は事務局を自治医科大学放射線医学講座に置く

第2章 目的および事業

第3条 目 的

本会は、頭頸部放射線に関する研究の進歩、およびその成果の普及を目的とする

第4条 事 業

本会は第3条の目的遂行のため、次の事業を行う

- 1 研究会の開催
- 2 講習会等の開催
- 3 その他の事業

第3章 会 員

第5条 会員の種類

本会員は次の通りとする

- 1 正会員研究会の目的に賛同し、定められた会費を納めた者
- 2 賛助会員本会の主旨に賛同し、所定の会費を納入した者
- 3 名誉会員本研究会に対し特に功労のあった者を幹事会の議決を経て、これを名誉会員とする（名誉会員は会費の納入を免除する）

第4章 研究会の入会、脱会

第6条 入 会

本会の会員になろうとするものは、所定の手続をへて事務局へ申し込むものとする
（原則として日本医学放射線学会会員であることを条件とする）

第7条 脱 会

会員が死亡あるいは退会した場合、会員の資格を失う

第5章 役 員

第8条 幹事、幹事会

この会には幹事30名程度をおき、研究会の運営・会計報告を行う
さらに互選により代表幹事1名と副代表幹事1名ないし2名を選出する
代表幹事・副代表幹事の任期は原則として2年とする、ただし再任を妨げず最大3期（6年）までとする

日本頭頸部放射線研究会細則

第1条 会費

規約第5条にある会費は、正会員は年額3,000円（ただし、すでに日本神経放射線学会会員である者は1,500円、またオンライン開催時に適宜検討する）また賛助会員は一口年額50,000円とする

第2条 会費の納入

会員は、その年度内に会費を納入しなければならない

第3条 会費未納者

会費を3年間納入しない者は脱会したものと見なす

第4条 入会手続

本会に入会を希望する者は、氏名、生年月日、卒業大学、卒業年次、現住所、勤務先を明記し、当該年度の事務局へ申し込むものとする

第5条 研究会

開催時期	研究会は当分の間、日本医学放射線学会秋季臨床大会時に行う場所、日時、時間については秋季臨床大会事務局と研究会事務局で調整のうえ、幹事会で承認を得る
内容、形式	症例検討を中心とし、自由な討論を重視する 研究発表および教育講演等も可とする
発表者	本研究会における演者は原則として本研究会会員とするが共同演者はその限りでないとする

第6条 幹事会

幹事の選出は幹事会で決定する

第7条 教育委員会

教育委員の選出は幹事会で決定する

《付則》

本会会則は令和7年11月14日に一部改正

本会会則は令和7年6月10日一部改正

本会会則および細則は令和6年9月2日一部改正

本会会則および細則は平成15年10月9日一部改正

本会会則および細則は平成21年1月1日一部改正

本会会則および細則は令和3年10月23日一部改正

本会会則は平成25年4月1日一部改正

本会会則は平成28年4月1日一部改正

本会会則は平成30年10月6日一部改正

本会発足年月日昭和63年10月14日